
規 則

高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）を施行するため、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(工事の許可申請の手続)

第 3 条 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条又は第63条の規定により添付する図面に、当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(許可申請書の添付書類)

第 4 条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別記第1号様式による工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書
- (2) 工事主の直近3年分の所得税の納税証明書（当該工事主が法人である場合にあっては、直近3事業年度分の法人税の納税証明書）
- (3) 工事主の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
- (4) 別記第2号様式による土地所有者等の同意書
- (5) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の同意をした者全ての印鑑登録証明書（当該同意をした者が法人である場合にあっては、印鑑証明書）
- (6) 工事をしようとする土地の区域内の登記事項証明書及び公図の写し（3月以内に作成されたものに限る。）
- (7) 工事施行者の登記事項証明書（当該工事施行者が法人である場合に限る。）及び建設業の許可証明書の写し
- (8) 政令第21条各号に掲げる措置を講じようとするときは、政令第22条各号に掲げる資格を有することを証する別記第3

号様式による設計者の実務経験証明書

(9) 別記第4号様式による誓約書

(10) 土地の求積図

(11) 排水施設の設計に係る書類

(12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(工事の協議の申出)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による知事との協議を行おうとする者は、別記第5号様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号並びに前条第10号から第12号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による知事との協議を行おうとする者は、別記第6号様式による土石の堆積に関する工事の協議申出書の正本及び副本に、省令第7条第2項第1号から第4号まで及び前条第10号から第12号までに掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(工事の軽微な変更の届出)

第6条 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた者（以下「工事許可を受けた者」という。）は、法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出を行おうとするときは、別記第7号様式による軽微な変更の届出書を知事に提出しなければならない。

(工事の変更協議の申出)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者であって、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、別記第8号様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書の正本及び副本に、第5条第1項の書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者であって、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、別記第9号様式による土石の堆積に関する工事の変更協議申出書の正本及び副本に、第5条第2項の書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

(届出工事の変更の届出)

第 8 条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記第10号様式による届出工事変更届に、省令第52条第2項（省令第82条第1項において準用する場合を含む。）又は第4項（省令第82条第2項において準用する場合を含む。）の書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

（工事の廃止の届出）

第 9 条 工事許可を受けた者又は法第21条第3項、第27条第1項若しくは第40条第3項の規定による届出をした者は、当該工事を廃止しようとするときは、別記第11号様式による工事廃止届を知事に提出しなければならない。

（工事完了検査申請書の添付書類）

第10条 省令第40条及び第70条の完了検査申請書には、次に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添付しなければならない。

- （1） 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了した状況
- （2） 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了した状況
- （3） 擁壁の裏面の水抜穴及びその周辺の状況
- （4） 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠^{きよ}、管渠^{きよ}等の配置が完了し、土砂を埋め戻す直前となった状況並びにこれらの排水能力及び強度
- （5） 急傾斜地に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置をした状況
- （6） 擁壁の基礎^{くい}杭の耐力
- （7） コンクリート及び建設資材の強度及び品質管理の状況
- （8） 排水施設と既存排水施設又は河川との接続地点の状況
- （9） 前各号に掲げるもののほか、工事の施行段階で当該工事の完了後外部から明瞭に確認することができなくなる箇所の状況

（工事の完了検査の手続）

第11条 工事許可を受けた者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、法第17条第1項又は第36条第1項の規定による工事完了の検査の申請を当該工区ごとに行わなければならない。

- 2 前項の場合において、法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付は、当該工区ごとに行うものとする。

（工事の中間検査の手続）

第12条 工事許可を受けた者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査の申請を当該工区ごとに行わなければならない。

- 2 前項の場合において、法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、当該工区ごとに行うものとする。

(工事の定期の報告)

第13条 工事許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとするときは、当該工事が完了するまでの間、別記第12号様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第48条第1項又は第78条第1項の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 工事許可を受けた者は、土石の堆積に関する工事について法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとするときは、当該工事が完了するまでの間、別記第13号様式による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第48条第2項又は第78条第2項の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(届出工事の完了届)

第14条 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、別記第14号様式による届出工事完了届を知事に提出しなければならない。

(災害の発生のおそれがないと認められる工事に係る標高差の値)

第15条 省令第8条第9号及び第10号ロの規則で定める値は、50センチメートルとする。

(適合証明書の交付の申請)

第16条 省令第88条の規定に基づき法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める者は、別記第15号様式による適合証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

第17条 法第7条第1項(法第24条第2項又は第43条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項の身分を示す証明書は、別記第16号様式によるものとする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

規 則

◎ 高 知 県 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 施 行 細 則